

裁判員裁判 レポート

実演型研修へのお誘い

当会会員 山下 瑞木 (64期) ●Mizuki Yamashita



イラスト 高橋 尚子 (当会会員)

実演型研修へのお誘い

裁判員裁判では、法廷で行われたことが全てです。大量の証拠書類が後日じっくりと読み返されるなどということはありません。長大な弁論要旨が評議室で回覧されるということもありません。私たちは、法廷で「何を」「どのように」行うべきかを理解するとともに、それを完璧に実践できるようにしておかなければなりません。そうでなければ、依頼人の利益を実現することはできません。

ある日いきなり法廷に臨んでそれができる人はいないでしょう。本を読んだだけで実践できるようになる人もいないでしょう。必要なのは、練習すること、指導を受けることです。本稿では、裁判員センターで提供している研修プログラムをご紹介します。

裁判員センターで提供している研修を貫く精神は、「して学ぶ」(learning by doing)ということです。講義も行われますが、力点は実技にあります。どの研修でも、受講者は事件を担当する弁護人として(あるいは検察官として)本番さながらの実演をします。講師は実演に対して直ちにコメントをし、問題点と改善策を指導します。これらが繰り返されることにより、受講者は、手続の全段階において、何をどのようにすべきかを理解し、実践することができるようになります。

このような研修の性格上、受講者の人数は少人数とせざるを得ません。そのため、多く

の方に研修を受講していただけるよう、同趣旨の研修をできる限り複数回実施しています。

本稿では、裁判員センターで提供している研修プログラム等の概要をご紹介します。

なお、実施日程は本稿執筆現在の予定です。変更になる場合がありますので、詳細はNIBEN通信の案内をご確認ください。

捜査弁護研修 (①平成29年2月22日、 ②平成29年3月22日)

裁判員裁判対象事件でも、多くの場合弁護活動の入り口は被疑者段階です。

受講生は当番弁護士または被疑者国選弁護人として初回接見を実演します。事情聴取をし、方針を検討し、アドバイスをを行うという被疑者段階での弁護人としてのスキルを学びます。

裁判員裁判対象事件では、取調べの録音・録画が行われますし、供述調書の位置づけも裁判員裁判非対象事件とは異なります。裁判員裁判対象事件ならではの被疑者段階の活動を実演型研修を通して身につけることができます。

公判前整理手続・法廷弁護技術基礎研修 (①平成29年4月3日・4月15日、 ②平成29年9月19日・9月30日)

受講生はまず、事前に提供される事件資料

をもとに類型証拠開示請求書、証拠意見書、予定主張記載書面を起案し、講師のアドバイスを受けます（公判前整理手続研修）。

その後、日を改めて、同じ事件資料を用いて冒頭陳述、主尋問、反対尋問、最終弁論の実演を行います（法廷弁護技術基礎研修）。受講生が実際に行った実演に即して複数の講師が批評し（Critique）、問題点の指摘と改善策を提案します。また、実演の様子はビデオに収められ、受講生は自分の実演を客観的に振り返りながら改めて別の講師の指導を受けることができます。

法廷弁護技術基礎研修は、アメリカの全米法廷技術研修所（National Institute for Trial Advocacy）の研修に範をとったもので、受講生は、自分の実演に対する批評はもちろん、ほかの受講生の実演やそれに対する批評を通じて学ぶことができます。

反対尋問・ケースセオリー研修

①平成29年6月17日、
②平成29年12月9日

ケースセオリー（Theory of the Case）とは、一方当事者からする事件の説明であり、全ての証拠を矛盾なく説明可能なものであることを要素とします。そして、このケースセオリーこそが、公判における弁護活動の中心であり指針となります。例えば、痴漢事件で、「そもそも痴漢被害がなかった」とみるか、「被告人は犯人と取り違えられた」とみるか、あるいは「身体接触はあったが意図的ものではなかった」とみるかによって、弁護活動、特に証人に対して尋問すべき内容は大きく変わってくるでしょう。

この研修は、事件資料をもとに、ディスカッションを通じて全ての証拠を説明し得るケースセオリーを検討し、その結果を踏まえて証人尋問を実践することを内容とします。ケースセオリーをどのようにして築き上げていくか、また、ケースセオリーを実際の尋問にどのように生かすかを学ぶことができます。

情状弁護研修 （平成29年7月15日）

裁判員裁判でも公訴事実には争いのない事件が多く、そこでは、実刑か執行猶予か、無期か有期か、有期懲役刑が科されるとしてどの程度の期間が相当か、といったことが争われることとなります。裁判員は職業裁判官とは異なり、彼ら自身の中に「量刑相場」を持っているわけではありません。適正な量刑を勝ち取るには、我々弁護人が量刑の考え方をよく理解し、量刑の考え方を踏まえて弁護活動を行う必要があります。

この研修では、受講生は事件資料をもとに弁論を起案し、講師から批評を受けたりディスカッションを行ったりして、量刑の考え方を身につけます。また、量刑グラフ等の用い方についても学びます。

法廷弁護技術発展研修 （平成30年1月19日～20日）

法廷弁護技術基礎研修で学んだことを前提にした発展型研修で、2日間のコースです。

実演と講師の批評という構成は基礎研修と同じですが、「物や書面の利用（主尋問）」、「弾劾（反対尋問）」、「証明基準（最終弁論）」といった、基礎研修では網羅しきれない点を身につけることができるほか、ブレインストーミングの技法を学ぶことができます。講師の批評も、基礎研修に比較してより発展的なものになります。

法廷技術を身につけるためには、一度研修を受けただけで終わりにしてはなりません。基礎研修で学んだことを意識しながら改めて実践することで、より深く、より広く法廷技術を理解し体得することができ、実際の法廷で活用することができるようになるのです。

TATA模擬法廷を使用

従来、実演型の研修も弁護士会館の会議室を用いて行われていました。しかし、設備面

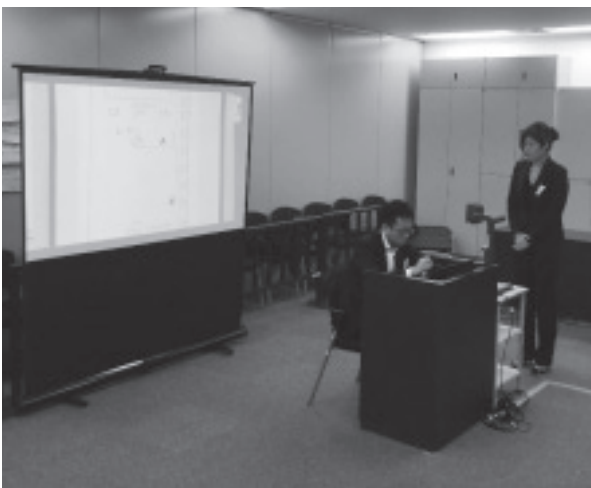
での難点があり、実際の裁判員法廷をイメージしたトレーニングとしては不十分だという声が聞かれるところでした。そこで、昨年度から、一般社団法人東京法廷技術アカデミー（TATA、<http://www.trialadvocacy.jp/>）の協力を得て、実験的に裁判員法廷と同様の環境で一部の実演型研修を行うようになり、本年度は、全ての実演型研修をTATAが設置する模擬法廷で行うことになりました。

TATA模擬法廷には、全国の地方裁判所に設置されているのと同じ「法廷ITシステム」が導入されています。書画カメラやタッチパネル、弁護士席のPCなどを活用した法廷技術を身につけることができます（模擬法廷については、<http://www.trialadvocacy.jp/mockcourt/>をご参照下さい。）。

実際にこの模擬法廷での研修を受講した方からは、「実際の法廷と同じ設備を使用できる



法廷ITシステムの利用方法について講師からレクチャーを受ける受講生



法廷ITシステムを利用して尋問の実演を行う受講生

ので、かなり実践的な研修でよかった」、「機器の使い方や立ち位置までも意識して学ぶことができた」といった声が寄せられています。

事例検討会・リハーサル会 (随時)

裁判員センターでは、これまで述べてきたような研修プログラムを提供するほか、裁判員裁判の弁護人を担当する方から、実際の事件に即した相談を受け付けています。具体的には、主として月1回の委員会の後に、準備している冒頭陳述や最終弁論の実演をしてもらい、それに対して委員（多くは実演型研修の講師を務めています）からのコメントを受けるといったものです。

事件について知らない委員の前でリハーサルを行うことは、裁判員裁判の準備として極めて有効です。また、裁判員裁判の経験が豊富な委員からのコメントは、それまでには気がつかなかったポイントや、行おうとする主張の弱点を発見するよい機会になります。

むすび

裁判員を経験した市民からは、多くの事件で、検察官の活動に比較して弁護人の活動が「分かりにくかった」という声が上がっています。事件によってその理由はいろいろですが、弁護人の技量不足がその一端にあるとすれば、我々はそれと向かい合う必要があります。

ぜひ、裁判員法廷に臨む前に、研修を受講してください。何をどのようにすべきかを知ることができます。過去に研修を受けた方の再受講も歓迎します。特に、一度裁判員法廷を経験された方は、ぜひ改めて研修を受講してください。実地経験を踏まえたトレーニングは尚更効果的です。皆様の受講を心からお待ちしております。

N
ATA